

青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 制定理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき実施する地域生活支援事業のうち、「自発的活動支援事業」及び「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を新たに実施するため、改正するもの。

また、同法の改正（令和 4 年法律第 1 0 4 号、令和 6 年 4 月 1 日施行）に基づく条項の繰り下げに伴い、本市条例の条文との整合を図るため、所要の改正をするもの。

2 改正内容

（１）自発的活動支援事業の追加

条例別表に「法第七十七条第一項第二号に規定する事業」として「自発的活動支援事業」を追加する。

区分	事業名
法第七十七条第一項第二号に規定する事業	自発的活動支援事業

（２）失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の追加

条例別表「法第七十七条第一項第六号及び第七十八条第一項に規定する事業」に「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を追加する。

区分	事業名
法第七十七条第一項第六号及び第七十八条第一項に規定する事業	手話通訳者派遣事業
	要約筆記者派遣事業
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

（３）法改正による条項の改正

条例別表「法第七十七条第三項に規定する事業」を「法第七十七条第五項に規定する事業」に改める。

改正後	改正前
法第七十七条第 <u>五</u> 項	法第七十七条第三項

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（（３）法改正による条項の改正については、公布の日から）

（参考①）自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が、障がい者の社会参加や障がいへの理解啓発などを目的とした地域において自発的に行う活動を支援する事業

（参考②）失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語障がいのあるかたの意思の伝達の手段を確保するため、各種手続きや社会参加の場へ失語症者向け意思疎通支援者を派遣する事業